⑺　落札者の決定方法　落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

⑼　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑽　「調査基準価格」を下回る入札を行った者

「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑾　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑿　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁　手続における交渉の有無　無

⒂　契約書作成の要否　要

⒃　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒄　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。

⒅　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費　労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

⒇　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

(21)　契約締結後の配置予定技術者等　本工事に設置される主任（監理）技術者等は下記の条件を満たすものを当該工事に専任で配置しなければならない。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工を含む）している期間とする。

①　現場代理人又は主任技術者のうち、いずれかのものが従事役職に係らず元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。

なお、求める経験１を同一の工事において有する必要はない。また、すべての経験を同一の者が有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

求める経験１　橋梁上部工を架設した工事

(22)　本工事に設置する設計管理技術者及び照査技術者の資格は次のとおりとする。

・設計管理技術者　設計管理技術者は、受注者に所属し下記の定める要件のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

・照査技術者　照査技術者は、受注者に所属し下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあっては、あらかじめ技術者相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

(23)　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Deck slab replacement of Chuo Expressway MATSUGADAIRA Bridge and other 1 bridge

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 8 May 2017

(5)　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 20 July 2017. (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 20 July 2017)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(7)　Contact point for tender documentation : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2—18—19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460—0003, Japan Tel. 052—222—1448